

医政メモ Q&A

医療における消費税問題とその対応について

2014年2月5日の日本経済新聞紙上に「医療機関に手厚く 診療報酬改定案、初診料120円で決着へ」のタイトルのなかで「医療機関が提供する保険医療は消費税の対象外で、医療機関は国に消費税を納めていない」との記事があり、多くの医療者は憤慨していると思います。札幌通信平成25年6月号の医政メモQ&Aで、荒木政策部担当理事により「控除対象外消費税の仕組みと増税時の対応を巡る動き」とのタイトルで医療の消費税問題について既に詳細に書かれていますが、来年の10月には消費税率が10%になる予定であり、消費税負担について日医も早急に態度を決める予定で、再度消費税問題について書かせて頂きます。

Q：そもそも消費税とは、また仕入税額控除とは？

A：消費税とは、事業者が商品を販売したり、サービスを提供したりするときに、流通過程のなかで順次価格に上乘せして、最終的には、商品を購入し、またはサービスの提供を受ける「最終消費者」が負担する税制であり、事業者には負担を求めない税制ではありません。そのため課税の累積を排除するため、納税義務者である課税事業者はその売りに係わる消費税ではなく、差額に係わる消費税を納税するものです。ですから事業者が課税事業者である時は、売りに係る消費税から仕入れにかかる消費税を控除し（これを仕入税額控除と言います）、消費税が累積しない仕組みになっています。例えば、仕入れ時に消費税を1,000円支払い、売り上げ時に2,000円消費税を頂いた場合、 $2,000円 - 1,000円 = 1,000円$ を納税するものであり、逆に、仕入

れ時に消費税を2,000円支払い、売り上げ時に1,000円しか消費税を頂かなかった場合、 $1,000円 - 2,000円 = -1,000円$ となり、1,000円が事業者へ還付されるのです。したがって、課税事業者では、たとえゼロ税率で売り上げ時に消費税を頂かなくても、仕入れ時の消費税が還付されるので、消費税負担はありません。消費税は国内で消費される財貨やサービスに対して広く公平に負担を求める税金であり、原則として国内におけるすべての取引が課税の対象となりますが、消費に負担を求める税としての性質上や社会政策的配慮から課税の対象としないこととされている取引があり、これを「非課税取引」といいます。例えば、土地や有価証券、商品券などの譲渡、預貯金や貸付金の利子、社会保険医療などの取引がこれに当たります。一方、この非課税取引のほかにも、課税されない「免税取引」があります。例えば、商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などのいわゆる輸出類似取引などです。非課税取引と免税との違いは、その取引のために行った仕入れについて仕入税額の控除ができるかどうかという点です。非課税取引では消費税が課税されないため、その仕入れに係る消費税額を控除することができません（これを控除対象外消費税と呼ぶ）が、免税とされる輸出や輸出類似取引は、その売上げについて消費税が免除され、仕入れに係る消費税額を控除することができます（つまり仕入れ時に払った消費税が還付されます）。例えば自動車産業などの輸出業者の年間還付額は約1兆円近くになり、下請け業者に仕入れ時の消費税分を値引きさせれば、労せず利益が増え、消費税率が上がるほど儲かることに

なります。

Q：医療機関は年間どのくらい消費税分を負担していますか？

A：日本医師会の調査では、社会保険診療等報酬の2.2%に相当する控除対象外消費税が発生しています。医療機関による仕入構成の違いにより負担は異なりますが、年間の社会保険診療等報酬が約6,500万円位のクリニックレベルでは消費税率5%時で約120万円位、8%時では190万円位の負担で、200床以上の急性期病院の場合、消費税率5%時で約7,300万円、8%時では約1億2,000万円位の負担と試算され、病院・医院全体では年間6,400億円、歯科、調剤を含めると年間8,500億円の負担との試算があります（2014.3.17の札医医政講演会、船本智睦氏講演録より）。ですから本来消費税を負担する必要のない医療機関が、実は納税しているので、冒頭の日経の記事は二重のウソなのです。財務省側からの観点では、医療界の消費税負担が解消されると、年間8,500億円の税収不足となりますので問題解決には大きなハードルがあることが分かります。

Q：医療における消費税問題の対応は？

A：医療機関において仕入税額控除ができないため、本来は最終消費者である患者さんが負担すべき消費税を医療機関が負担しなくてはならず、この負担を軽減する方法に下記の3つがあります。

従来と同様に診療報酬を非課税とし、消費税相当分を診療報酬で補填する。

診療報酬を課税化し、ゼロ税率または軽減税率を適用する。

診療報酬を非課税のままとし、消費税負担相当分を還付・返還する。

Q：診療報酬を非課税とし、消費税相当分を診療報酬で補填する方法とは？

A：厚労省、財務省は平成元年の消費税3%

導入時に、診療報酬に0.76%、平成9年に消費税が5%へ引き上げられた時に、診療報酬に0.77%上乗せし、消費税負担は解決済みとしています。しかしこの方法では、医療機関からみると、消費税分上乗せ率の補填不足、医療機関による仕入構成の違いに対応できない、診療報酬本体部分について、一部の項目にしか消費税分が上乗せされていないなどの問題があり、また上乗せされた一部の項目もその後のマイナス改定や、包括化のため、ほとんど消失してしまっています。ですから、今年の消費税増税時には、中医協での診療側の強い主張により基本診療料である、初診料、再診料、入院基本料に上乗せすることになりました（消費税負担からは焼石に水ですが）。患者・国民からみると、非課税でありながら、患者・国民・保険者にも一定の消費税負担が、目に見えないかたちで生じており、税の補填に保険料を使うことは不合理との問題があります。

Q：診療報酬を課税化し、軽減税率を適用する方法の長所と問題点とは？

A：消費税の性質から適切な対応であり、医療界から最も望まれる方法であり、課税扱いとなることで、ゼロ税率でも仕入れにかかる消費税が還付され、消費税負担が解消されます。しかし、今年の診療報酬改定時に薬価財源切り離しを強硬に主張した財務省がゼロ税率を受け入れるとは到底思われません。また、ゼロ税率以外の軽減税率は下記のような問題を生じさせます。

軽減税率ではわずかでも患者負担の増加が明らかになり、国民の理解を得づら

い。

軽減税率の場合、事務作業が複雑で膨大となります。

各業界が生き残りをかけて財務省に軽減税率を求めているため、財務省の意向に沿った言動となります。最近、購読者数減少に苦しむ新聞社が購読料の軽減税率

化を強く求めており、財務省の意向に従い、医療界の理不尽な消費税負担について正しい情報を出さず、冒頭の日経の記事のように国民の誤解を招く記事を掲載する可能性が今後も高くなります。

Q：診療報酬を非課税のままとし、消費税負担相当分を還付・返還する方法とは？

A：非課税のまま医療機関の消費税負担を補填する方式はカナダで実際に行われています。カナダで採用されているPSBリベート（Public Service Body Rebate）というシステムは、控除できない負担額を医療機関自らが計算した申請に基づいて一定の割合（連邦税、州税別に還付割合が違い、100%ではありません）で還付しています。

問題点として、

各医療機関が控除対象外消費税の負担を証明する書類を作成しなければならず、事務作業が増えます。

必ずしも100%還付されるとは限らず、財源を厚労省予算内にするか、国家予算

内とするかなど、時の政治状況で還付率が変わります。

長所としては、

患者負担がなく、控除対象外消費税の負担をある程度軽減できます。

たとえ還付率が100%でなくても、医療界の消費税負担が明確化し、還付率を巡る議論のなかで、医療機関の控除対象外消費税負担の不合理さについて国民に広く認識してもらえる可能性があります。

厚労省の予算のなかで還付を行えば財務省も拒否する理由なく、現実的です。

以上、どの方法になるか、今後の動向が注視されますが、今年3月の日医代議員会で、日医執行部が「遅くとも今年の8月半ばには解決法を明示したい、その時には医療界が一枚岩になって取り組むことが重要」と表明しており、解決法が明示された場合は、全員が協力する必要があります。

（政策部担当理事 大道 光秀）